

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（平成30年6月29日決議）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
1 (略) 2 地方自治法第243条の2の8第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その1件の賠償責任の額が500,000円未満のものの免除に関する事 と。	1 (略) 2 地方自治法第243条の2の2第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その1件の賠償責任の額が500,000円未満のものの免除に関する事 と。